

# 令和6年度 福島県立相馬総合高等学校 前期選抜募集要項

福島県立相馬総合高等学校（本校舎）

住所 〒976-0014

福島県相馬市北飯渕字阿弥陀堂 200 番地

電話 (0244)36-6231

## 第1部 特色選抜

### 1 募集定員

全日制の課程 総合学科 募集定員（200名）の25%程度とする。

### 2 出願資格

出願資格については、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和6年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
- (3) 「4 志願してほしい生徒像」を踏まえ、当該学科を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

### 3 併願の取り扱い

志願者は、本校の特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

ただし、本校と連携型による中高一貫教育を実施している中学校を卒業する見込の者は、本校の特色選抜に出願することはできない。

### 4 志願してほしい生徒

学校生活において、学習及び部活動等何事にも意欲的に取り組む生徒で、特に次のような生徒を求める。

#### 【A型（スポーツ）】

これまで部活動もしくは地域クラブ活動等の団体に所属して意欲的に競技に取り組み、高校入学後はその競技の運動部に入部して3年間継続する者。

《男子のみ》 硬式野球部、サッカー部

《女子のみ》 バレーボール部、ソフトボール部

《男子・女子》 ソフトテニス部、テニス部、卓球部、弓道部、陸上競技部、柔道部、剣道部、バドミントン部、バスケットボール部

#### 【B型（芸術）】

これまで芸術活動に意欲的に取り組み、芸術系の文化部に入部して3年間継続する者。

《男女共通》 吹奏楽部、合唱部、美術部、書道部

### 5 出願に必要な書類及び出願手続き

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者

- ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）
  - ② 令和6年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）  
ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除する。  
なお、提出期間は令和6年2月15日(木)から2月16日(金)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
  - ③ 特色選抜志願理由書（本校において作成したもの）  
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
  - ④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）
  - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、在学（出身）学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
- (2) 上記(1)以外の者
- ① 入学願書（上記(1)①に同じ）
  - ② 特色選抜志願理由書（本校において作成したもの）  
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。（上記(1)③に同じ）
  - ③ 健康診断書（令和6年1月以降に医師の診断を受けたもの）
  - ④ 履修証明書、学習成績証明書  
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
  - ⑤ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
  - ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿（様式共通4号の1）を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。  
ただし、志願者において消印しない。
- (5) 出願方法
- ① 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
  - ② 上記①以外の者は、直接、本校校長に出願する。
- (6) 出願期間  
令和6年2月5日(月)から2月8日(木)までとする。  
受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。  
県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、434円切手を貼付した返信用封筒を同封の上、令和6年2月8日(木)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。
- (7) 出願場所  
相馬総合高等学校（本校舎） 事務室

## 6 県外等からの出願

「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」で確認の上、本校に問い合わせること。

## 7 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（様式統一5号）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和6年2月15日（木）から2月16日（金）までとする。  
郵送の場合には、2月16日（金）の消印有効とする。  
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

## 8 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた後、受験番号を記入した受験票（様式統一1号の2）及び入学検定料納付済証明書（様式統一1号の3）を交付する。  
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
  - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
  - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

## 9 出願先変更

志願者は、令和6年2月9日（金）から2月14日（水）までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、土曜日、祝日及び振替休日は受け付けない。

- (1) 本校内で出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願（様式前期3号の1）を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。  
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (2) 他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部（以下「特別支援学校」という）へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
  - ① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願（様式前期3号の2）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。  
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
  - ② 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受けた本校校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書（様式前期4号の1及び前期4号の2）を交付する。
  - ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選

抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の学校長に提出する。

ただし、特別支援学校へ出願先の変更を希望する場合は、「令和6年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」を確認の上、新たに作成した特別支援学校の入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。

なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。

- (3) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

- (5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

## 10 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（様式共通7号）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。

- (2) 上記（1）以外の者は、出願取消届（様式共通7号）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

## 11 選抜方法

本校校長は、中学校長から提出された特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績、特色面接及び特色検査の結果を資料として、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

なお、全体の満点は800点とする。

- (1) 特色選抜志願理由書：志願の動機・理由には、どのような活動をしたいか等を含めて志願者本人が具体的に記入する。

- (2) 調査書：「各教科の学習の記録」は150点満点、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は130点満点とし、合計280点満点とする。

- (3) 学力検査：国語、社会、数学、理科、外国語（英語）とし、各教科の配点を50点満点とする。  
なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

①日 時

令和6年3月5日(火) 午前9時～午後3時10分

②日 程

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

③会 場

相馬総合高等学校（本校舎）

- (4) 特色面接：集団面接を実施する。面接については段階評価する。
- (5) 特色検査：A型（スポーツ）・B型（芸術）の志願者については、次の通り実技試験を実施する。  
特色検査については、点数化し、270点満点とする。

【A型（スポーツ）】

以下の内容の共通実技試験を、相馬総合高等学校（本校舎）の屋内体育施設で行う。

準備物	運動着（各中学校指定のもの）、屋内シューズ（各中学校指定のもの）
実施内容	反復横跳び、立ち幅跳び、30m走、握力

【B型（芸術）】

以下の内容の志願理由書に記入した入部希望部別実技試験を行う。

吹奏楽部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題演奏及び自由演奏を課す。</li> <li>・楽譜は各自で持参すること。</li> <li>・自由曲の作者名、曲目は、試験開始時に試験官に口頭で申告する。</li> </ul> <p>※楽器ごとの実施内容等については次のとおり。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・楽譜は見てもよい。</li> <li>・伴奏はつかない。</li> </ul>
楽器	準備物	実施内容
《管楽器》	<ul style="list-style-type: none"> <li>・演奏に使用する楽器は、以下のいずれか1つとする。</li> <li>フルート、オーボエ、ファゴット、B♭クラリネット、バスクラリネット、アルトサクソフォン、テナーサクソフォン、バリトンサクソフォン、トランペット、ホルン、トロンボーン、ユーフォニアム、チューバ</li> <li>・譜面台は本校で準備する。</li> <li>楽器は、各自で持参すること。</li> </ul>	<p>①課題演奏 JBCバンドスタディ（ヤマハ）p.34 スケール（長音階）No.6の演奏を課す。なお、テヌート奏法、♩≒120で演奏すること。</p> <p>各楽器の演奏パートは、以下の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・B♭クラリネット、バスクラリネット、テナーサクソフォン、トロンボーン、ユーフォニアム、チューバで受験の場合 No.6（1）</li> <li>・アルトサクソフォン、バリトンサクソフォン、トランペットで受験の場合 No.6（2）</li> <li>・ホルンで受験の場合 No.6（3）</li> <li>・フルート、オーボエ、ファゴットで受験の場合 No.6（4）</li> </ul> <p>②自由演奏 2分程度の独奏曲1曲</p>
《弦楽器》	<ul style="list-style-type: none"> <li>・演奏に使用する楽器は、コントラバスとする。</li> <li>・楽器、譜面台は本校で準備する。</li> <li>弓は各自で持参すること。</li> </ul>	<p>①課題演奏 JBCバンドスタディ（ヤマハ）p.35 スケール（長音階）No.11の演奏を課す。なお、テヌート奏法、♩≒120で演奏すること。</p> <p>②自由演奏 2分程度の独奏曲1曲</p>

《打楽器》	・演奏に使用する楽器は、以下のいずれか1つとする。 スネアドラム、マリンバ ・楽器、譜面台は本校で準備する。スティック、マレットは各自で持参すること。	①課題演奏 JBCバンドスタディ（ヤマハ）の演奏を課す。 ・スネアドラムで受験の場合 p.15 ステップ4 3連音符 ♩=60 で演奏すること。リピートなし。 ・マリンバで受験の場合 p.34 スケール（長音階）No.6（4） ♩=120 で演奏すること。 ②自由演奏 2分程度の独奏曲1曲
-------	---	--

合唱部	①コールユーブンゲンNo.3 1（a～eの中から、試験開始時に1曲を指定する） ②選択曲 次の3曲の中から1曲選択し、それぞれ指定された調で1番のみ無伴奏で歌う。 1 花（武島羽衣 作詞／滝廉太郎 作曲）ト長調 2 夏の思い出（江間章子 作詞／中田喜直 作曲）ニ長調 3 荒城の月（土井晩翠 作詞／滝廉太郎 作曲）ロ短調
-----	---

美術部	鉛筆デッサン（60分、卓上静物）
-----	------------------

書道部	毛筆・硬筆（あわせて60分） ①毛筆 ・漢字（楷書） ・漢字仮名交じりの書（行書と平仮名） ②硬筆 ・ボールペン字 *紙とボールペンは本校で用意する。 *紙以外の書道用具一式、筆記用具は各自持参すること。
-----	--

## 12 学力検査及び特色面接、特色検査の日時及び会場

### (1) 期 日

- ① 令和6年3月5日(火) 学力検査
- ② 令和6年3月6日(水) 特色面接・特色検査

### (2) 受付時間

- ① 令和6年3月5日(火) 午前8時～午前8時30分
- ② 令和6年3月6日(水) 午前8時～午前8時30分

### (3) 受付場所

相馬総合高等学校（本校舎） 昇降口

### (4) 持参物

- ① 学力検査：受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。）、下足を入れる袋

（注）携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

- ② 特色面接及び特色検査：受験票、上ばき、下足を入れる袋、実技試験に必要な準備物

\*②については、志願者数により選抜が午後までかかることがある。その場合は中学校を通じて

連絡するので、昼食を準備すること。

### 13 追検査等の実施

(1) 追検査等の対象となる志願者

- ① インフルエンザ等学校感染症（※）に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者
- ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者
- ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者

なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

※ ここでいう「インフルエンザ等学校感染症」とは、学校保健安全法施行規則第 18 条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

(2) 追検査等受験の手続き

- ① 在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。  
ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。
- ② 追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願を令和 6 年 3 月 7 日（木）午後 4 時まで在学（出身）中学校長を通して本校校長へ提出する。  
ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- ③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書を添付する。
- ④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証を交付する。

(3) 期 日 令和 6 年 3 月 11 日（月）及び 3 月 12 日（火）

(4) 会 場 相馬総合高等学校（本校舎）

(5) 日 程 両日とも、午前 8 時から午前 8 時 30 分まで受付をすること。

① 学力検査 令和 6 年 3 月 11 日（月）

9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	

② 特色面接及び特色検査 令和 6 年 3 月 12 日（火）午前 9 時から

※特色面接及び特色検査の日程は、志願者数確定後、詳しい日程を中学校長を通して志願者に通知する。

(6) 持参物

3 月 5 日の学力検査、3 月 6 日の特色面接及び特色検査のものと同様とする。

(7) その他

インフルエンザ罹患、新型コロナウイルス感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした

志願者で、検査等の一部を欠席した者が追検査の対象となる場合についても、追検査等を受験できる。

#### 14 合格者発表

- (1) 令和6年3月14日(木)正午以降に相馬総合高等学校(本校舎)で発表する。
- (2) 本校校長は、合格者に対して、合格者発表後に、受験票と引き換えに「合格通知書」を交付する。
- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に、事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

#### 15 その他

- (1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い  
選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。
  - ① 追検査等の対象となる志願者  
一部未完了となった選抜の意思連絡書(様式共通16号)を令和6年3月7日(木)午後4時まで  
に本校校長へ提出する。その場合、在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。一部  
未完了となった選抜の意思連絡書を受けた本校校長は、一部未完了となった選抜の意思連絡書受  
領書(様式共通17号)を交付する。  
一部未完了となった選抜の意思連絡書において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した  
内容のみで合否判定を行う。
  - ② 追検査等の対象とならない志願者  
受験した内容のみで合否判定を行う。
- (2) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い  
前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、新たに出願書類を提出する。
- (3) 入学辞退の手続き  
合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(様式共通8号)を在学(出身)中学校長を  
通して出願先の高等学校長に提出する。  
ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (4) 本要項に記載されていないことについては、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要  
綱」で確認の上、本校に問い合わせること。



## 第2部 一般選抜

### 1 募集定員

全日制の課程 総合学科

募集定員（200名）から、特色選抜又は連携型選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

### 2 出願資格

出願資格については、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和6年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

### 3 併願の取り扱い

本校の特色選抜、連携型選抜に出願した者も、本校の一般選抜に出願することができる。

### 4 出願に必要な書類及び出願手続き

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者

- ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）
- ② 令和6年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）

ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除する。

なお、提出期間は令和6年2月15日(木)から2月16日(金)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

- ③ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）
- ④ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、在学（出身）学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

- (2) 上記(1)以外の者

- ① 入学願書（上記(1)①に同じ）
- ② 健康診断書（令和6年1月以降に医師の診断を受けたもの）
- ③ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

- ④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿（様式共通4号の1）を添付する。

- (4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。  
ただし、志願者において消印しない。

- (5) 出願方法

- ① 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- ② 上記①以外の者は、直接、本校校長に出願する。

(6) 出願期間

令和6年2月5日(月)から2月8日(木)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、434円切手を貼付した返信用封筒を同封の上、令和6年2月8日(木)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

(7) 出願場所

相馬総合高等学校（本校舎） 事務室

## 5 県外等からの出願

「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」で確認の上、本校に問い合わせること。

## 6 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（様式統一5号）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和6年2月15日(木)から2月16日(金)までとする。  
郵送の場合には、2月16日(金)の消印有効とする。  
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

## 7 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた後、受験番号を記入した受験票（様式統一1号の2）及び入学検定料納付済証明書（様式統一1号の3）を交付する。  
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
  - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
  - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

## 8 出願先変更

志願者は、令和6年2月9日(金)から2月14日(水)までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、土曜日、祝日及び振替休日は受け付けない。

- (1) 本校内で出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願（様式前期3号の1）を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
- ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (2) 他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部（以下「特別支援学校」という）へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
- ① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願（様式前期3号の2）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
- ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- ② 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受けた本校校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書（様式前期4号の1及び前期4号の2）を交付する。
- ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の学校長に提出する。
- ただし、特別支援学校へ出願先の変更を希望する場合は、「令和6年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」を確認の上、新たに作成した特別支援学校の入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。
- なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。
- (3) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。
- ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。
- ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。
- (5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

## 9 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（様式共通7号）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記（1）以外の者は、出願取消届（様式共通7号）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
- ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

## 10 選抜方法

本校校長は、中学校長から提出された調査書の審査結果、学力検査の成績、面接試験の結果を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

なお、学力検査と調査書の比重は同等とする。

- (1) 調査書：「各教科の学習の記録」について195点満点とする。
- (2) 学力検査：国語、社会、数学、理科、外国語（英語）とし、各教科の配点を50点満点とする。  
なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

①日 時

令和6年3月5日(火) 午前9時～午後3時10分

②日 程

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

③会 場

相馬総合高等学校（本校舎）

(3) 一般面接

集団面接を実施する。面接については段階評価する。

※特色選抜または連携型選抜にも出願している志願者については、特色面接または連携型面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

## 11 学力検査及び一般面接の日時及び会場

(1) 期 日

- ① 令和6年3月5日(火) 学力検査
- ② 令和6年3月6日(水) 一般面接

(2) 受付時間

- ① 令和6年3月5日(火)午前8時～午前8時30分
- ② 令和6年3月6日(水)午前8時～午前8時30分

(3) 受付場所

相馬総合高等学校（本校舎） 昇降口

(4) 持参物

- ① 学力検査：受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。）、下足を入れる袋

（注）携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

- ② 一般面接：受験票、上ばき、下足を入れる袋

\*②については、志願者数により選抜が午後までかかることがある。その場合は中学校を通じて連絡するので、昼食を準備すること。

## 12 追検査等の実施

(1) 追検査等の対象となる志願者

- ① インフルエンザ等学校感染症（※）に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者

- ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者
- ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者

なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

※ ここでいう「インフルエンザ等学校感染症」とは、学校保健安全法施行規則第 18 条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

(2) 追検査等受験の手続き

- ① 在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。  
ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。
- ② 追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願を令和 6 年 3 月 7 日（木）午後 4 時まで在学（出身）中学校長を通して本校校長へ提出する。  
ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- ③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書を添付する。
- ④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証を交付する。

(3) 期 日 令和 6 年 3 月 11 日（月）及び 3 月 12 日（火）

(4) 会 場 相馬総合高等学校（本校舎）

(5) 日 程 両日とも、午前 8 時から午前 8 時 30 分まで受付をすること。

① 学力検査 令和 6 年 3 月 11 日（月）

9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	

② 一般面接 令和 6 年 3 月 12 日（火）午前 9 時から

※一般面接の日程は、志願者数確定後、詳しい日程を中学校長を通して志願者に通知する。

(6) 持参物

3 月 5 日の学力検査、3 月 6 日の一般面接のものと同様とする。

(7) その他

インフルエンザ罹患、新型コロナウイルス感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした志願者で、検査等の一部を欠席した者が追検査の対象となる場合についても、追検査等を受験できる。

### 13 合格者発表

- (1) 令和 6 年 3 月 14 日（木）正午以降に相馬総合高等学校（本校舎）で発表する。
- (2) 本校校長は、合格者に対して、合格者発表後に、受験票と引き換えに「合格通知書」を交付する。
- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に、事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

## 14 その他

### (1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い

選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

#### ① 追検査等の対象となる志願者

一部未完了となった選抜の意思連絡書（様式共通 16 号）を令和 6 年 3 月 7 日(木)午後 4 時まで  
に本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。一部  
未完了となった選抜の意思連絡書を受けた本校校長は、一部未完了となった選抜の意思連絡書受  
領書（様式共通 17 号）を交付する。

一部未完了となった選抜の意思連絡書において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した  
内容のみで合否判定を行う。

#### ② 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

### (2) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い

前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、新たに出願書類を提出する。

### (3) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式共通 8 号）を在学（出身）中学校長を  
通して出願先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

### (4) 本要項に記載されていないことについては、「令和 6 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要 綱」で確認の上、本校に問い合わせること。